

内子町

結婚新生活支援事業



新婚さんの

結婚生活 を **応援** します

内子町では、新婚世帯がより良い環境で結婚生活をスタートできるよう、新居の住宅費用や引越費用、家電費用などの補助を行っています。お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

内子町役場 企画情報課

TEL : 0893 - 44 - 6151

mail : kikaku@town.uchiko.ehime.jp

補助対象要件

- ・ 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦
- ・ 町内在住で夫婦ともに39歳以下の世帯
- ・ 世帯の所得が500万円（29歳以下の場合は660万円）未満であること

補助金額

夫婦ともに29歳以下の世帯 ※省エネ・時短家電の購入費上限20万円を含む

○合計所得500万円未満・・・ **上限 80万円**

○合計所得660万円未満・・・ **上限 40万円**

夫婦ともに39歳以下の世帯

○合計所得500万円未満・・・ **上限 30万円**

補助対象経費

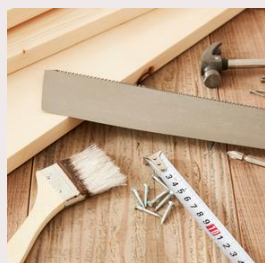
令和8年4月1日から令和9年3月10日までに支払った以下の費用

※住宅賃料・・・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※省エネ時短家電・・・29歳以下の夫婦に限る



住宅取得



リフォーム費



住宅賃料



引っ越し



省エネ時短家電

必要書類

1. 内子町結婚新生活支援事業補助金交付申請書
2. 内子町に居住している夫婦の双方又は一方の住民票の写し
3. 夫婦の記載がある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は婚姻証明書等の婚姻日が確認できる書類
4. 夫婦の前年の所得証明書
5. 夫婦の滞納がないことを証明する書類（完納証明書）
6. 奨学金の返済額が分かる書類の写し（完納証明書と同一期間のもの）※該当者のみ
7. 工事請負、売買又は賃貸借に係る契約書の写し及び領収書
8. 省エネ・時短家電購入の領収書
9. その他町長が認めるもの

対象となる家電

○省エネ家電

「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル

2つ星以上の商品



- ・ エアコン
- ・ 電球
- ・ テレビ
- ・ 電気便座
- ・ 電気冷蔵庫
- ・ エコキュート・温水機器
- ・ 電気冷凍庫
- ・ その他町長が認めるもの
- ・ 照明器具

○時短家電

家事の負担を軽減する商品

- ・ 洗濯・乾燥機
- ・ 食器洗い乾燥機
- ・ 掃除機
- ・ その他町長が認めるもの
- ・ 調理家電（オーブンレンジ、炊飯器など）

※必要書類は申請内容によって異なります。また、補助要件や対象経費等の確認を行いますので、必ず事前にご相談ください。その上で所定の用紙と必要書類を提出してください。